

## 事業報告・附属明細書

事業における重要事項は令和 5 年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要事項」は、特にありません。